

Newsletter

No. 1 Autumn 2008



グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」
Global Centers of Excellence Program *Soft Law and the State-Market Relationship*



拠点リーダー 岩村 正彦

私達が申請していました「国家と市場の相互関係におけるソフトロー —— 私的秩序形成に関する教育研究拠点形成」が平成20年度のグローバルCOEプログラムに採択されました。私達は平成15年度～19年度の5か年度にわたって21世紀COEプログラムのプロジェクトとして「国家と市場の相互関係におけるソフトロー —— ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」

を遂行してきましたが、今回採択されたプロジェクトは、この21世紀COEプログラムのプロジェクトを継続し、さらに飛躍的に発展させようとするものです。

このプロジェクトのキーワードは、「ソフトロー」という言葉です。私達は「ソフトロー」を、「国家が形成するルールではなかったり、最終的に国家によるエンフォースメントが保証されていなかったりするにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている諸規範」というように捉えています。こうしたソフトローは、あらゆる分野に広く見られる現象で、現代の経済社会において重要な機能を担っていますし、各国の実定法の枠を超えたグローバルな規範形成としても重要です。このように現代社会においてソフトローの重要性が大きくなった結果、従来わが国で行われてきた実定法中心の法学教育・研究だけでは、現実の法の世界を把握することはできなくなっています。そこで、私達は、21世紀COEプログラムで、ソフトローに関する教育・研究を通じて、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く学際的な社会科学へと発展させることを目的とする「ソフトロープロジェクト」を発足させました。

この21世紀COEプログラムのプロジェクトでは、ソフトローを対象として研究するための学際的な方法論の確立に務め、あわせてソフトロー研究の必須の基礎的作業であるソフトローに関する汎用性のある総合データベースを構築・公開しました。また、事業推進担当者によるソフトロー関連科目の講義・演習を提供するとともに、拠点形成アシスタントや特任研究員制度を活用して若手研究者を育成しました。こうした21世紀COEプログラムのプロジェクトの成果は高い評価を受けており、国際的にも最先端を行くものと自負しています。実際、私達のプロジェクトに追随して、同様のプロジェクトを発足させた他大学（国

外) もあります。

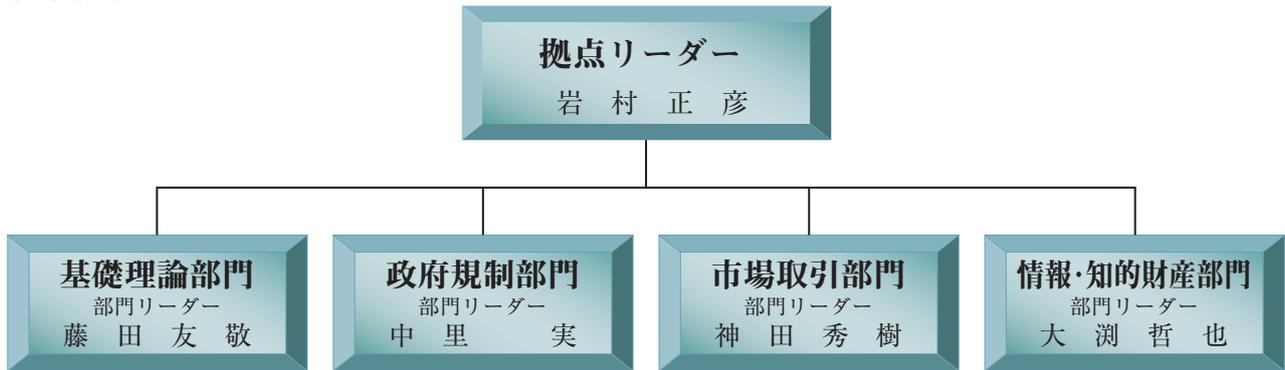
グローバルCOEプログラムのプロジェクトは、こうした21世紀COEプログラムの成果をもとに、教育（人材育成）及び研究の両面を一層発展させることとしています。教育・人材育成についていえば、21世紀COEプログラムで行っていた拠点形成アシスタントや特任研究員制度を用いた人材育成に加えて、まず、ソフトローの教育を法学政治学研究科の正規の教育課程に位置づけ、法学だけでなく、隣接諸科学の研究者による講義や演習も提供します。また、大学院生や助教を当研究科で提供するサマースクールへ参加させたり、海外の大学で開催されるセミナーへ派遣します。さらに、ソフトローの形成に関わる現場を経験してもらうために、海外のロー・ファームや国際機関にインターン・トレイニーとして大学院生等を派遣します。これらのプログラムによって、一方では、実定法研究を実証に基礎を置く学際的な社会科学へと発展させる若手研究者の育成を、他方では、ソフトローに関する理論的研究に裏付けられた高い識見を持ち、国内外におけるルールの策定に寄与する、国際競争力ある法律家（法曹実務家等）の育成を目指します。つぎに、研究については、基礎理論部門、政府規制部門、市場取引部門および情報・知的財産部門の4部門の体制で取り組みます。そして、21世紀COEプログラムのプロジェクトに引き続いてソフトロー総合データベースの構築・公開を継続するとともに、同プロジェクトから浮かび上がった新たな課題である個別のソフトローの実証研究を進め、あわせて、海外の研究機関・拠点との連携の確立・強化とを図っていきます。

私達は、研究の成果を広く発信していくことは重要であると考えています。21世紀COEプログラムのプロジェクトでは雑誌「ソフトロー研究」、ディスカッション・ペーパー等によって研究成果を公表してきましたが、グローバルCOEプログラムのプロジェクトでもこれを継続します。また、英文刊行物を充実させて、研究成果の国際的発信にもより一層力を入れていきます。

本プロジェクトが目指す、21世紀COEプログラムのプロジェクトで構築したソフトローに関する国際的
教育・研究拠点の飛躍的發展を達成するためには、関係する多くの方のご支援が必要です。どうぞよろしく
お願い致します。

1 研究教育組織

組織図



事業推進担当者

| | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 藤田友敬(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法 | 中里実(部門リーダー) 法学政治学研究科・租税法 | 神田秀樹(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法 | 大淵哲也(部門リーダー) 法学政治学研究科・知的財産法 |
| 畑瑞穂 法学政治学研究科・民事訴訟法 | 岩原紳作 法学政治学研究科・商法 | 宮廻美明 法学政治学研究科・国際企業法 | ダニエル・フット 法学政治学研究科・法社会学 |
| 山本隆司 法学政治学研究科・行政法 | 増井良啓 法学政治学研究科・租税法 | 山下友信 法学政治学研究科・商法 | 荒木尚志 法学政治学研究科・労働法 |
| 柳川範之 経済学研究科・契約理論 | 白石忠志 法学政治学研究科・経済法 | 中田裕康 法学政治学研究科・民法 | 森田宏樹 法学政治学研究科・民法 |
| 松村敏弘 社会科学研究所・産業組織、公共経済 | 飯田敬輔 法学政治学研究科・国際政治経済学 | 河上正二 法学政治学研究科・民法 | 浅香吉幹 法学政治学研究科・英米法 |
| 田中亘 社会科学研究所・商法、法と経済学 | | 神作裕之 法学政治学研究科・商法 | 石川博康 社会科学研究所・民法 |

特任教授

- 折原 誠 社団法人信託協会
- 島崎 謙治 政策研究大学院大学
- 中窪 裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科

特任研究員

- 大川 昌男 日本銀行金融研究所
- 木下 卓三 東京証券取引所
- 黒田 有志弥 大学院法学政治学研究科
- 武生 昌士 大学院法学政治学研究科
- 土屋 裕子 大学院法学政治学研究科
- 萬澤 陽子 財団法人日本証券経済研究所
- 山本 慶子 日本銀行金融研究所

リサーチアシスタント

- 温 笑侗 大学院法学政治学研究科博士課程
- 坂 卷 静佳 大学院法学政治学研究科博士課程
- 永 野 仁美 大学院法学政治学研究科博士課程
- 西 本 健太郎 大学院法学政治学研究科博士課程
- 朴 孝淑 大学院法学政治学研究科博士課程

メンバー紹介

拠点リーダー



岩村正彦（いわむら・まさひこ） 1979年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、東北大学法学部助教授、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て、1995年8月から同教授となり、現在に至っています。専門は、社会保障法と労働法です。労働法に関しては、いわゆる助手論文以来研究対象としてきた労災保険法のほか、外国人労働や高齢者雇用などを扱ってきました。最近では、東京都労働委員会・中央労働委員会の公益委員を務めている関係で、集团的労働関係法、とくに不当労働行為法にも関心を寄せています。社会保障法の領域では、2001年に『社会保障法Ⅰ』（弘文堂）を刊行して以来、その続きに当たる公的医療保険法および公的年金法について、断続的にではありますが、雑誌への連載という形で研究を進めています。とくに公的医療

保険法に関しては、少しずつではありますが、単行書化の作業を進めています。また、社会福祉サービス法、とくに介護保険法や障害者自立支援法など高齢者や障害者の福祉の領域では、契約にもとづくサービス提供関係の重要性が増したことを反映して、契約法・消費者法との関係で、ソフトローと関係するものも含めて種々の法的問題が存在しており、研究を行ってきたところですが、最近では家族法との関係でも興味深いテーマがあると気づいたところ。そのほか、近年、わが国でも関心を惹きはじめ、政策の展開も見られる最低所得保障制度と自立支援の仕組みについても研究に着手したところ。

ソフトロー・プロジェクトは、昨年度まで21世紀COEで行ってきましたが、今年度から本グローバルCOEが受け継いで進めていくことになりました。そこで、上記の各研究テーマについてソフトローを視野に入れながら研究を行っていこうと考えています。また本グローバルCOEでは、私がリーダーとして全体の統括を担当することとなりました。本プロジェクトが期待どおりの成果を上げることができるよう努めていきたいと思っておりますので、ご支援をお願い致します。

特任教授



折原誠（おりはら・まこと） 1948年栃木県生まれ。明治学院大学大学院法学研究科修士課程修了（法学修士）後、社団法人信託協会に入社。現在、調査部長兼信託文献センター長・コンプライアンス推進室長。主に調査部門を歩み、信託に関する法律・経済・税制の各種研究会、さらには信託法学会の事務局としてその運営に携わってきました。信託法改正の関係でいえば、信託法研究会（座長：四宮和夫氏 昭和52年～昭和60年）において、民事信託についての立法論的研究を行い、昭和60年に「信託法改正試案」を信託法学会で発表しております。その後、商事信託研究会（座長：前田

庸氏 昭和61年～平成17年）において、商事信託についての立法論的研究を行い、平成12年に商事信託法要綱案を信託法学会で発表したうえで、平成13年に商事信託法要綱として公表しております。80数年ぶりに行われた平成18年の信託法全面改正に至る過程において、一定の貢献をすることができたのではないかと考えております。

信託制度は、資産の運用や流動化等の金融分野で幅広く利用されており、今後は高齢社会を迎えて財産の管理・承継にも利用されようとしています。もともと信託は、他の仕組みに関するハードローの持つ厳格性や硬直性を補正して社会の変化やニーズに柔軟に対応できるようにするものとして生まれたものと言われています。このため当事者の自発的な設計を尊重し柔軟なアレンジメントを可能にするという意味で、本来的にソフトローと相通じるような性格を内在しているともいえると思います。グローバル化した高度成熟社会を迎え、さまざまな場面で信託的な考え方や手法が必要とされることが多くなることが予想されますので、商事信託法の研究を通じて少しでも社会と学界、さらには法学教育に貢献できればと思っております。



ソフトロー通信

特任研究員 大川 昌男

2008年10月より特任研究員として本GCOEに参加させて頂いています。まだ参加させて頂いてから約2か月しか経っていないこともあって、私にどのような貢献ができるのか、かなり手探り状態です。私は日本銀行に勤務しており、現在は金融研究所という部署の中の法制度研究担当というセクションに所属していることもあって、主に金融という観点から「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」に関する研究を行っていきたいと考えております。

日本銀行の職員たる私にとって、「国家と市場」という問題は、次のような意味で馴染みが深いものであるともいえます。

日本銀行は、わが国の中央銀行です。組織形態という観点からみると、日本銀行は、会社法上の株式会社でもなければ、国家行政組織法上の国の行政機関でもありません。日本銀行の組織形態はユニークなものであるといえるかもしれません。例えば、新聞報道では、「政府・日銀」というような括りで述べられることも多いと思います。この言い方は、論理的には、少なくとも2つの解釈がありえます。そのひとつは、「政府」と「日銀」は同じような主体であるので並列標記されており、両方とも「国家」の一部である、との解釈です。他方、もうひとつは、日銀は政府と区別されるべき主体であるので、わざわざ政府とは別の主体であるので「政府と日銀」としている、すなわち、「日銀」は「政府」とは異なる主体である、さらに換言すれば、政府は国家だが、日銀は必ずしも国家ではない、という解釈です。なお、行政法学においては、講学上、日本銀行は認可法人であると整理されています。そういう意味でも、日本銀行は、「官」なのか「民」なのか、「国家」なのかそうでないのか、実は必ずしも明確ではないのかもしれません。

また、日本銀行は、物価の安定およびそれを通じて経済成長に資することをその目的として、金融政策を行っています。金融政策は、日本銀行政策委員会の議決により決定されます。具体的には、その決定というのは「日本銀行政策委員会の次回会合までの金融調節方針を『無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.3%前後で推移するように促す』こととする」というようなものです。この決定を受けて、日本銀行では、金融市場局という部署を中心に、同決定を実現すべく、金融市場において様々なオペレーション（いわばバンキング業務）を実施します。日本銀行が市場においてバンキング業務を実施している面を強調し、その特徴のひとつは「イン・ザ・マーケット（“in the market”）であること」であるという指摘もあります。そうした見方からは、日本銀行は「市場」の一部であるとも捉えられそうです。しかしながら、日本銀行の目的は、「物価の安定」であったり「金融システムの安定（金融機関間の資金決済の円滑確保、信用秩序維持）」であったりする訳で、経済学が一般に念頭においている、利潤追求を目的とした「市場」参加者とは動機付けが大きく異なるように思えます。

上記のように考えていることもあって、私は、「国家と市場」という問題について、すなわち、本GCOEの文脈では「国家と市場の相互関係」というコンテキストについて、中央銀行にとっても馴染みが深いだけにいろいろと考えてみても、そもそもその概念設定にファジーな面も少なからずあり、なかなか答えが出ない難問であると感じています。

このコンテキストで研究すべき対象が、「ソフトロー」、すなわち、「国家が形成するルールではなかつ

たり、最終的に国家によるエンフォースメントが保証されていなかったりするにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている諸規範」だと理解しています。このソフトローという概念を、私自身これまで必ずしも明確に意識してきませんでした。少し考えてみるとさまざまなものがありそうで、今後より明確に意識をして検討・分析したほうがよいことに遅ればせながら気がつきました。

経済活動において、将来起こりうる事象を想定して完備契約に少しでも近い分厚い契約書をつくり、そのうえで、取引の相手方が当該契約書で定めた義務を履行しなかった場合には、国家によるエンフォースメントに頼るというアプローチは、米国などでは多いのかもしれませんが。しかしながら、実務感覚から言えば、契約には明示されていないけれども、時には取引の相手方の説得を受け、取引当事者がある意味において拘束感を持ちながら従っている諸規範というのはむしろ多そうです。典型的なパターンは、そうした諸規範にお互いが拘束されることがwin-winの状況に繋がる場合です。こうした場合には、国家が形成するルールでなかったとしても、また、国家によるエンフォースメントが保証されていなかったとしても、取引当事者は自ら諸規範に従うインセンティブを持ちそうです。ゲーム論的に考えれば、1回限りのゲームであれば囚人のジレンマに陥るのかもしれませんが、繰り返しゲームのような状況では、両当事者がこれらの諸規範に従うことにコミットすることによりwin-winの状況に繋がるのであれば、当事者がビジネス交渉において「良い知恵」を出し他の当事者がそれに納得すれば、両当事者にとって互恵的状況を実現できるようにも思えます。

私も、日本銀行の様々な部署を経験するなかで、平たく言えば、取引当事者のいずれかが「良い知恵」を出すことにより互恵的状況が実現されることを実感いたしました。私の場合には、相手方は民間銀行、官庁や外国中央銀行であることが多かったですが、彼女ら（彼ら）に「良い知恵」を出して頂いて、より望ましい解決に繋がったことが何度もあります。その際の「良い知恵」は、判断基準や叡智に基づく道理であったり、格言や諺のようなものであったりしました。もし、それこそがソフトロー、すなわち、「国家が形成するルールではなかったり、最終的に国家によるエンフォースメントが保証されていなかったりするにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている諸規範」であるとすれば、ソフトローがソフトローとして認知されるためには、ソフトローにはいわば「良い知恵」が含まれている必要があるのかもしれませんが（「良い知恵」は、ハードローにも程度の差こそあれ含まれているのかもしれませんが、ここでは深入りしないこととします）。先に申し上げましたとおり、国家や市場という概念にはファジーな面があり、さらに、その相互関係には様々なバリエーションと変動可能性が存在するため、この文脈における「良い知恵」の定義も場所的・時間的に変化するように思われます。例えば、米国社会における「良い知恵」が日本社会における「良い知恵」では必ずしもないし、昨日の「良い知恵」が明日の「良い知恵」では必ずしもないと思われます（勿論、普遍的な「良い知恵」もありえますし、場合によっては「悪知恵」の方がより役に立つのかもしれませんが）。例えば、経済産業省と法務省が共同で策定した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」はよくソフトローだといわれますが、これがソフトローとして国家や市場によって認知され続けるためには、「良い知恵」が陳腐化しないことが求められるようにも思われます。

思いつくままにいろいろと書いてまいりましたが、現時点での私の立ち位置は、「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」という研究テーマに親しみ（愛着）を一段と覚える一方で、極めて難問であることを再認識したということなのでしょう。本プロジェクトに少しでも貢献できるよう努力していきたいと考えております。

2 研究教育活動

本拠点における2008年7月1日から同年10月末までの活動をご紹介します。なお、報告者等の所属・肩書は当時のものです。

<政府規制部門>

■ 経済法研究会

| | 開催日 | テ ー マ | 報 告 者 |
|-----|------------|-----------------|--------------------------|
| 第1回 | 2008年9月18日 | マリンホース事件（日本事例） | 白石忠志（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他 |
| 第2回 | 9月30日 | Twonbly判決（欧米事例） | 川合竜太（日比谷総合法律事務所）他 |

<市場取引部門>

■ 市場取引ソフトロー研究会

| | 開催日 | テ ー マ | 報 告 者 |
|-----|------------|---|--------------------------|
| 第1回 | 2008年8月18日 | 企業価値研究会報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」について | 神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他 |

■ GCOE公開講座（BLC公開講座と共催）

| | 開催日 | テ ー マ | 報 告 者 |
|-----|------------|---------------------|--|
| 第1回 | 2008年10月9日 | 独占禁止法の動向－実体法・手続法の課題 | 村上政博（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、ビジネスロー・比較法政研究センター客員教授） |
| 第2回 | 10月30日 | 変化する日本社会と法 | 但木敬一（前検事総長） |



■ 「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム

| | 開催日 | テ ー マ | 報 告 者 |
|-----|------------|--------------------------------------|--|
| 第1回 | 2008年9月19日 | Changing Society and the Role of Law | Genlin Liang（北京大学教授）他 詳細は本誌9頁～11頁参照 |

東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第1回シンポジウム

Changing Society and the Role of Law

日 時：2008年9月19日(金) 10:00-17:30

会 場：東京国際フォーラム・ホールD5

Welcome Speech

Professor Hiroshi Takahashi (Managing Director, Executive Vice President of The University of Tokyo)

Keynote Speech

Professor Emeritus Koya Matsuo (The University of Tokyo)

Session 1 "Business Crime" (development of economy and crime)

"The crime of taking bribes in Chinese criminal law: interpretation, loophole and its filling"

Professor Genlin Liang (Peking University, Law School)

"The Role and Limit of Criminal Law in Controlling Corporate Misconducts: The Application of the "Crime of Trust Breach" in the Korean Penal Code"

Professor Kuk Cho (Seoul National University, College of Law)

"Developments in the Penal Protection of Trade Secrets in Japan"

Professor Atsushi Yamaguchi (The University of Tokyo, School of Law)

Session 2 "Autonomy of Family and the Role of State--Protection of women and children" (Domestic violence, alimony, and maintenance for children)

"CEDAW (Convention on Elimination of All Forms of Discrimination against Women) and China: From an International Law Perspective"

Professor Guimei Bai (Peking University, Law School)

"CEDAW, CRC and the Korean Family Law"

Professor Jinsu Yune (Seoul National University, College of Law)

"Status of women in family--the balance between autonomy and protection"

Professor Atsushi Omura and Professor Hiroto Dogauchi (The University of Tokyo, School of Law)

Closing Speech

Professor Masahito Inouye (Dean, the Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo)

共催：2nd Annual BESETO Conference

(東京大学大学院法学政治学研究科・北京大学法学院・ソウル大学校法科大学)

協力：株式会社商事法務

2008年9月19日（金）開催 2nd Annual Beseto Conference

（グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第1回シンポジウムと共催）

“Changing Society and the Role of Law”

Genlin Liang（北京大学法学院教授）他

2007年、北京大学法学院、ソウル大学校法科大学そして東京大学大学院法学政治学研究科という東アジアの法律学研究の3極が学術交流のために持ち回りで研究集会を行うことが決められた。この研究集会は、“Beijing, Seoul, Tokyo”の各冒頭2字をとって“Beseto”と呼ばれている。2007年のソウル大学校に続き、本年は東京大学がホスト校となり、“Changing Society and the Role of Law”を総合テーマとして、第2回Besetoを行うこととなった。

高橋宏志東京大学教授（東京大学理事・副学長）によるWelcome Speech、及び松尾浩也東京大学名誉教授（日本学士院会員、法務省特別顧問）によるKeynote Speechの後、以下の2つのセッションが行われた。

第1セッション：Business Crime

第1セッションでは、経済犯罪（Business Crime）をテーマとして、神田秀樹教授の司会の下に、以下の3本の報告がされた。

最初に、北京大学のGenlin LIANG（梁根林）教授による“On the Chinese Current Provision of Crime of Taking Bribes – Interpretation, Loopholes and Complementarity”と題する報告がされ、中国刑法の収賄罪において「賄賂」が有形財産しか含まないこと等の問題点の指摘とこれを克服するための解釈論・立法論が展開された。次に、ソウル大学校のKuk CHO（曹國）教授による、“Three Controversial Issues in Controlling Corporate Crimes in Korea”と題する報告がされ、韓国刑法における両罰規定や業務上横領・業務上背任の問題点、ホワイトカラー犯罪に対する処罰が緩い傾向にあるという運用のそれぞれについて指摘がされた。最後に、東京大学の山口厚教授から、“Developments in the Penal Protection of Trade Secrets in Japan – Protection by Unfair Competition Prevention Act”と題する報告がされ、営業秘密の保護の拡大のための不正競争防止法の相次ぐ改正の経緯と残された問題点についての説明がされた。

これらの報告の後、報告者にフロアも交えて質疑応答がされた。質疑応答は約1時間半にわたり活発に行われたため、そのすべての内容をここで紹介することはできないが、例えば、中国刑法の収賄罪をめぐっては、規定における「賄賂」に無形の利益を含ませる拡張（あるいは類推）解釈の可否、その収賄罪における死刑という刑罰の必要性、内部者通報を保護する制度の有無（現在の中国にはまだないとのことである）、両罰規定をめぐっては、法人への刑罰の持つ社会的な意義及び懲罰的賠償との比較やそれぞれの得失、具体的には誰の過失が法人の過失となるのか、営業秘密の保護をめぐっては、日本の不正競争防止法の刑罰規定は日本国外で管理される営業秘密も対象としているのか（対象とはしていない）、等をめぐって議論がされた。



第2セッション：Autonomy of Family and the Role of State-Protection of Women and Children

第2セッションは、家族の自律と国家の役割－女性及び児童の保護（Autonomy of Family and the Role of State-Protection of Women and Children）をテーマとして、道垣内弘人教授の司会の下に、以下の3本の報告がされた。

最初に、北京大学のGuimei BAI（白桂梅）教授から、“The Implementation of CEDAW in China: From a Perspective of International Law”と題する報告がされ、1980年に中国が批准したCEDAW（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）の履行のための立法的・行政的措置につい

て言及がされた後、中国では現在人権委員会のような人権条約履行のための特別な組織が存しないこと、女性の権利を取り巻く状況、女性差別の定義が法律上存しないことの問題が指摘されている旨等が説明され、国際人権法と中国国内法との連携の必要性等が主張された。次に、ソウル大学のJinsu YUNE（尹眞秀）教授から、“CEDAW, CRC and the Korean Family Law”と題する報告がされ、CEDAW（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）及びCRC（児童の権利に関する条約）の韓国における位置づけについて説明がされた後、CEDAWやCRCの批准の際に付されていた留保が、近年の家族法・国籍法・渉外私法等の相次ぐ改正——しばしば憲法裁判所等の判例に起因する——により撤回されてきた経緯が紹介された。最後に、東京大学の道垣内弘人教授から、大村敦志教授との共同執筆に係る“Status of Women in Family: the Balance Between Autonomy and Protection”と題する報告がされ、家族における女性の位置づけという観点から、1947年の民法改正による「家（いえ）」制度の廃止・共同親権・妻の財産管理権・妻の相続権の内容が紹介された後、近時の選択的夫婦別姓の提案の挫折や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の制定、さらに配偶者の相続分の増加・子の扶養料請求権の保護の強化に関する法改正の説明がされた。

これらの報告の後、報告者にフロアも交えて質疑応答がされた。質疑応答は約1時間半にわたり活発に行われたため、そのすべての内容をここで紹介することはできないが、例えば、以下のような議論がされた。

社会の変化が法改正を促す場合と法改正が社会の変化を促す場合とがあるところ、家族法分野では多くは前者ではないかとの指摘がされ、関連して「法改正」という場合、立法部門による法の制定・改正と司法部門による判例の創造・変更があり、その役割分担は国や問題状況によって異なる旨の指摘がされた。また人権保護機関を構想する場合に、政府からの資金的な独立性が重要である旨の指摘がされた。YUNE教授のレポートで言及されたCRC 6条にある生命に対する固有の権利について日本ではどのような規律が存するのかという質問がなされ、日本ではまだ制定法はなく現場のガイドラインのようなものが存するのみである、という回答がされた。これら以外では、BAI教授のレポートで言及された地方在住の女性の教育に関する権利と市場開放政策との関係、韓国の家族法改正においてNGOが果たしている役割、中国・韓国においてCEDAW違反を理由に最上級審まで争えるか等の議論がされた。

これら2つのセッションが終了した後、東京大学の井上正仁教授（法学政治学研究科長・法学部長）から、Beseto開催の意義や2つのセッションでの議論とソフトローとの関係等にも言及するClosing Speechがあり、第2回Besetoは終了した。

この第2回Besetoでは、テーマを絞った上で同一テーマで報告する者同士が事前に問題意識をすりあわせてレポートを執筆する、ということを取らず、統一テーマは緩やかにしておいて報告者が自由に特定のテーマを設定して報告をする、という方式がとられた。これは、事前にテーマを絞り込み、絞り込まれたテーマについて北京大・ソウル大・東大の報告者の間で調整をすることとすると、報告者の負担が大きいという意味で困難であることが主たる理由であり、その結果、両セッションとも、内容的には様々な報告がされることになった。

このことについて、一方では、統一感のない研究集会であるという評価もありうるであろう。しかし他方では、ある程度幅のあるテーマについてそれぞれの国の報告者がどこにトピックを設定するかというバリエーションを楽しむことができたという評価も可能であろう。現に、質疑応答の時間においては、報告者同士がお互いの報告内容について質問を交わし議論をぶつける、ということがしばしば行われた。参加者の人数を考えれば、フロアからの質問も少なくはなかったと言うべきであろう。

なお、この第2回Besetoにおける各報告は、出版物として刊行される予定である。

松下淳一

（東京大学大学院法学政治学研究科教授・第2回Beseto実施担当者）



教育活動

当拠点では、若手研究者の育成および国際競争力ある法律家（法曹実務家等）の育成を目指し、大学院生等を国内外の研究集会やセミナーへ参加させたり、トレイニーとしてローファームや国際機関に派遣したりすることを計画しています。2008年7月1日から同年10月末までの実績は以下のとおりです。

| 氏名 | 所属 | 派遣先 | 期間 |
|-------|----------|---------------------------------|---------------|
| 鵜殿寛岳 | 法曹養成専攻修了 | Clifford Chance法律事務所（ロンドンおよび東京） | 2008年8月2日～25日 |
| 大西楠テア | 東京大学助教 | 東京大学法科大学院サマースクール2008 | 2008年8月6日～11日 |
| 白井正和 | 総合法政専攻 | 東京大学法科大学院サマースクール2008 | 2008年8月6日～11日 |
| 高橋脩一 | 総合法政専攻 | 東京大学法科大学院サマースクール2008 | 2008年8月6日～11日 |

研修レポート

Clifford Chance, Londonでの研修を終えて

東京大学大学院法学政治学研究所
グローバルCOEプログラム特別研修生 鵜殿寛岳

このたび、私はグローバルCOEプログラムの活動の一つとして海外派遣プログラムに参加し、2008年8月4日から約4週間、ロンドンにある世界最大級のローファームであるClifford Chance（以下、CCと表記）にてインターンとして研修を受けて参りました（最後の1週間は東京オフィス）。ここに私の体験記を紹介いたします。

その前に、CCの概略等ですが、CCはロンドンに本部をおき、世界で約三千名のローヤーを抱える国際的法律事務所です。ロンドンではアメリカと違い訴訟はほとんどなく、CCは（競争法部門を除き）litigationの部門は持っていません。オフィスはロンドン市内の東部にある新興金融街であるCanary Wharfに30階のビルを構え、近くには、クレディスイスの本社、リーマンブラザーズ（帰国後三週間後に破綻）等の金融機関の他に、FSA、会計事務所のKPMG等があります。ここで働いているローヤーはsolicitorの有資格者で、中にはsolicitorを目指すtraineeもいます。彼らは、bar examを合格後、2年間のトレーニングを受けることになっており、CorporateやArbitrationといったセクション（半年毎交代の計4分野）をこなします。ここで私は、最初の2週間は、神田教授の友人であるHabib Motani氏（パートナー）がデリバティブのヘッドを務めるFinance, Capital Marketsに、次の1週間はAsset Finance（のうち航空機ファイナンス）に配属されました。

まず、特筆すべき第一点は、バックグラウンドの多様性です。私とバディを組んだtraineeは二人ともイギリス人でしたが、Finance, Capital Marketsでスーパーバイザーになった同室のシニアアソシエイトはオランダ人、Canary Wharfの銀行巡りのガイドをしてくれた隣室のローヤーはシンガポール人で、Asset Financeで面倒を見てくれたパートナーは日本で7年間仕事をしたことがあるオーストラリア人です。また、出身大学は、私の周りではLSE（London School of Economics and Political Science）が多く、その次にオックスフォード、ケンブリッジ、UCL（University College, London）等です。シンガポール、インド、香港等の外国からCCに来る人は、地元の大学には行かず、直接これら英国の名門大学へ来るようです。たとえば、vac student（vacation studentの略）としてCCでwork experience（こちらでいういわゆるサマーインターン）を受けにきたケンブリッジ生のシンガポール人と話す機会があったのですが、その彼によると、「地元（シンガポール）の事務所は小さいからロンドンで就職するつもり」で、「CCの面接を受けたが、うまくいったよ」とのことでした。さらに、バディの紹介で親切にも友人になってくれた方は、8,9歳の頃にトルコから家族とともにロンドンに移住し、LSEとオックスフォードで法律を勉強しbarrister（Lincoln's Inn所属）となった後、今はsolicitorとなるためのtraineeとして激務をこなしています。

次に特筆すべき点は、業務の徹底した合理化です。まず第一に、彼らは全員、紙媒体の法律雑誌、法律

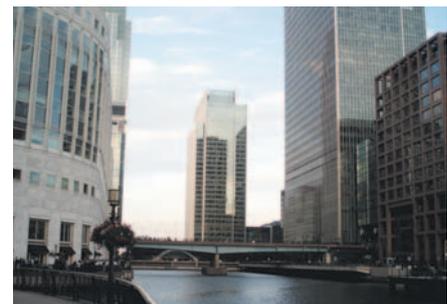
書は一切読みません。参照するのは、イントラネットです。このイントラネットは非常に充実していて、過去にクライアント向けに行ったセミナーのレジメから、trainee等が勉強するためのAcademyといわれる映像教材までテーマ毎に整理されており、GTAD (Global Transaction Advisory Database) という過去数年のディールの詳細を網羅したデータベース、業界用語をまとめたjargon buster、その他のノウハウ (交渉の相手がAllen&Overyならこちらは〇〇しろ!といったもの) まであります (ここまで充実しているのは、業務の合理化の他に、人材の流動性が非常に高く特定のローヤーにノウハウ、知識等を集中させられないという点にもあるようです。基本的には、パートナーになるための熾烈なラットレースをしている意識はなく、むしろ少なからぬ人は、CCでの仕事は一つのキャリアパスとして考えており、インベストメントバンカーになる者から哲学の大学教授になるものまで様々です)。もっとも、イントラネットも無限ではないので、困ったときはインターネットを参照します。この場合、特定のテーマに関する基本的理解を得たいなら、PLC (www.practicallaw.com) というオンラインサービスにアクセスして、UKの大手法律事務所 of ローヤー達が書いた資料を読みます。それでも足りないときは、wikipedia等何でも活用します。どれも分かりやすく書かれてあり、Lawの深い知識・理解がなくても十分やっていけます。いちおう資料室はあるのですが、大きいオフィスの割には申し訳程度の大きさのものがあるだけで、boringだといって誰も使いませんし、法律書を持ち込んで読む人もいません。

また第二に、オフィスの役割分担がしっかりしています。たとえば、日本でも有名なLexisが使えるのですが、ほとんどの人は判例をチェックしませんし読みません。判例を担当する人がイントラネットにある契約書のテンプレに関連する判例の要約を3,4行程度で紹介するぐらいなのです。さらに、法律のアップデートをひたすら行うローヤー、若手にノウハウを教えるローヤー、クライアントにプレゼンを行い案件をもらってくるローヤーもいます。最後に紹介したものは、投資銀行等のクライアントがロンドンの各大手法律事務所の担当者を一カ所に集めて、どのようなディールを組めるかをプレゼンさせ、bidを行うという慣習があることからもうけられています。

さらに第三に、クライアントはまずオフィスに足を運びません。基本的に、メールと電話でやりとりします。これはファイナンス業務だけではなく、日本ではハードネゴ、債権者集会のイメージがある事業再生でもほとんど電話で済ませます。せいぜいヒューマンな関係を築きたいときだけ外に出て行くそうです。

最後に特筆すべき点は、業務の内容・範囲です。Lawに関しては、UK以外の法律に関してもオピニオンを書きます。たとえば、LSE (London Stock Exchange) に上場しているCaymanの会社をUKの会社が買収する案件で、その株主の過半数が米国籍なのでSECへの事前届出が必要かどうかという依頼等もロンドンオフィスでリサーチします。上に紹介した友人は、これを徹夜でリサーチし、「初めてSECのレギュレーションを見たけど一晩で五千ポンド (タイムチャージは200ポンド毎時) 稼いだけ。自分の給料は変わらないけどね。」と言っていました。Law以外に関しても、例えば、パートナーであれば、事務所のmanagementが中心であり (あるパートナー曰く、パートナーになるときにハーバードビジネススクールから講師を招き、三日間の講習を受け今でも役立っているとのこと)、事業再生のローヤーはストラクチャーをひねり出すことだったりします。

以上は、私が見聞したことを中心にまとめたものです。最後に感想を少し。ロンドンの巨大で国際的なマーケットは、友人の言葉を借りれば、「自分の中のhorizonを一気に広げてくれる」、そういう環境であることはたしかです。実際、私もダイナミックなディールに触れたときの興奮は今でも忘れられませんし、3週間の滞在ながらもLawに対する見方も大きく変わり、司法とマーケットのあるべき関係を考える契機ともなりました。このようなプライスレスな体験を踏まえて、今後のあるべきルールメイキングにわずかながらでも貢献できればと思います。



国際交流

< 海外からの来訪者 >

2008年9月19日

Suli Zhu (北京大学法学院長)

Genlin Liang (北京大学法学院教授)

Guimei Bai (北京大学法学院教授)

Konsik Kim (ソウル大学校法科大学長)

Kuk Cho (ソウル大学校法科大学教授)

Jinsu Yune (ソウル大学校法科大学教授)

以上、「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第1回シンポジウム“Changing Society and the Role of Law”への参加

< 事業推進担当者の海外研究活動 >

2008年9月

増井良啓

パリおよびブリュッセルにおいて、ソフトロー研究第11号掲載論文「二国間租税条約における恒久的施設無差別の規定と国内租税法令における外国税額控除の人的範囲」の継続調査を行った。

3 研究成果

GCOEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ

2008年10月末までに以下の1本が公表されました。本拠点のホームページからダウンロードできます
(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/gcoe/outcome/paper.html>)。

| 号 | 執筆者 | タイトル |
|--------------------|------|--------------------------------|
| GCOESOFTLAW-2008-1 | 石川博康 | 中国および台湾における事情変更の原則—再交渉義務論の視点から |

研究叢書（編集代表・中山信弘）刊行のご案内

グローバルCOEプログラムの前身である21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」での5年間の研究成果を『ソフトロー研究叢書』（全5巻）にまとめました。株式会社有斐閣より順次刊行中です。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 第1巻 ソフトローの基礎理論（藤田友敬編） | 第2巻 市場取引とソフトロー（神田秀樹編） |
| 第3巻 政府規制とソフトロー（中里実編）* | 第4巻 知的財産（情報材）とソフトロー（大淵哲也編） |
| 第5巻 国際社会とソフトロー（小寺彰・道垣内正人編）* | |
- * = 既刊

<既刊のご紹介>

第3巻 政府規制とソフトロー（中里実編）

はじめに 中里実

第1部 総論

第1章 国家による介入とその手法—国家、市場、法の関係 中里実

第2章 国家の財源調達活動とソフトロー

—公債市場における「暗黙の政府保証」と「市場との対話」 藤谷武史

第3章 会計とソフトロー 松原有里

第2部 経済法

第1章 独占禁止法におけるソフトローの概観 白石忠志

第2章 公正取引委員会の事前相談制度—ソフトローの観点からの考察 山中藍子

第3章 企業結合規制における問題解消装置を通じたソフトロー形成に関する一考察 滝澤紗矢子

第4章 行為者に有利な事件処理による独禁法上の規範形成 白石忠志

第5章 標準化活動における開示ルール違反と独占禁止法 大久保直樹

第3部 租税法

第1章 租税法の形成における実験—国税庁通達の機能をめぐる一考察 増井良啓

第2章 租税法における和解 渡辺裕泰

第3章 土地信託通達にみる信託課税の一側面 小林秀太

第4章 国際租税法におけるルール形成とソフトロー

—CFC税制と租税条約に関するOECDコメントの位置付けを題材として 浅妻章如

第5巻 国際社会とソフトロー（小寺彰・道垣内正人編）

はじめに 小寺彰・道垣内正人

第1部 国際法

第1章 現代国際法学と「ソフトロー」—特色と課題 小寺彰

第2章 国際法学におけるソフトロー概念の再検討 齋藤民徒

第3章 いわゆる「非拘束的合意」についての一考察—日中共同声明（1972年）の法的非拘束性の再検討 豊田哲也

第4章 海洋秩序の維持におけるソフトローの機能—漁業資源の保存管理と海洋環境の保護・保全 西本健太郎・奥脇直也

第5章 宇宙法におけるソフトローの機能—市場と公益の調整原理 青木節子

第6章 安全保障輸出管理と国際法 中谷和弘

第7章 紛争ダイヤモンド取引規制レジームの形成と展開 西元宏治

第2部 国際私法

第1章 国際私法とソフトロー—総論的検討 道垣内正人

第2章 国際契約とソフトロー 森下哲朗

第3章 国際支払とソフトロー—信用状統一規則の意義と法的性質 西谷祐子

第4章 国際海商法の統一性とソフトロー—統一法形成における統一規則の意義 竹下啓介

第5章 ソフトローの観点から見た国際航空法—国際標準と勧告方式の遵守を中心として 横溝大

第6章 ソフトローの観点から見た国際商事仲裁 早川吉尚





発行日 2008年10月31日

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科
グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局

Phone:03-5805-7297 Fax:03-5805-7143 E-mail:gcoe@j.u-tokyo.ac.jp URL: <http://www.j.u-tokyo.ac.jp/gcoe/>